

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が土曜日は、  
翌日とさせていただきます)

## 目 次

- ◇ 規 則  
県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則(体育保健課)
- ◇ 教委規則  
鳥取県管屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則(体育保健課)
- ◇ 企業管理規程  
鳥取県管皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程

## 規 則

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十三号

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県管屋内プールの項減免事由の欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者その他知事が特に必要があると認めた心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びこれらの者の付添人が当該障害者の健康の保持及び増進を図るために利用するとき。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 教育委員会規則

鳥取県管屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年七月二十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則

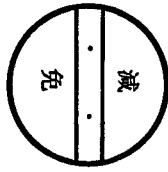
鳥取県営屋内プールの管理に関する規則（昭和五十五年八月鳥取県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2 県立学校の授業料及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号）第二条の表鳥取県営屋内プールの項減免事由の欄第二号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者（一般利用の方法で利用しようとする者に限る。）は、前項の規定にかかわらず、屋内プールの利用の際、身体障害者手帳、療育手帳その他心身に障害を有することを証する書面を提示することをもって前項の申請書の提出に代えることができる。

様式第三号その一の備考中2の次に次のように加える。

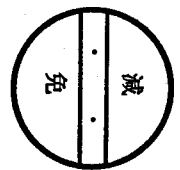
3 心身に障害を有する者及びその付添人に対し使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第三号その二中備考を備考1とし、1の次に次のように加える。

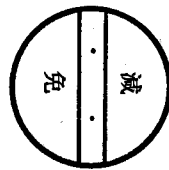
2 心身に障害を有する者及びその付添人に対し使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

様式第五号その一及びその二の備考中2の次に次のように加える。

3 心身に障害を有する者及びその付添人に対し使用料を減免する場合に利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のひな形のとおりとする。



直径2センチメートル

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十二年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第二号

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程（昭和五十五年十月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

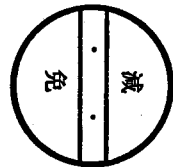
第七条第一項中「鳥取県水泳連盟その他の体育団体の推せんを受けた者がその技術の向上を図るために利用する場合で知事が特に必要があると認めるとき」を「次の各号に定める場合」に改め、同項に次の二号を加える。

一 鳥取県水泳連盟その他の体育団体の推薦を受けた者がその技術の向上を図るために利用する場合で知事が特に必要があると認めるとき。

二 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者その他知事が特に必要があると認めた心身に障害を有する者（以下「障害者」という。）及びこれらの者の付添人が当該障害者の健康の保持及び増進を図るために利用する場合  
第七条に次の一項を加える。

3 第一項第二号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、プールの利用の際、身体障害者手帳、療育手帳その他心身に障害を有することを証する書面を提出することをもって前項の減免申請書の提出に代えることができる。

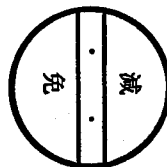
様式第一号その一の備考中3の次に次のように加える。  
4 障害者及びその付添人に対し使用料を減免する場合に施設利用券に使用する減免確認印の印章は、下記のとおりとする。



直務2センチャームール

様式第二号その一の備考中4の次に次のように加える。

5 障害者及びその付添人に対し使用料を減免する場合に施設利用回数券に使用する減免確認印の印章は、下記のとおりとする。



直務2センチャームール

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。